

2025年2月10日

投資家の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

SMT 日経アジア300インバスタブルインデックス・オープン
繰上償還に関する書面決議実施のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用しております「SMT 日経アジア300インバスタブルインデックス・オープン」(以下、「本ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり繰上償還に関する書面決議を実施させていただきます。この繰上償還は、「投資信託及び投資法人に関する法律」および「投資信託約款」(以下、「約款」といいます。)の規定にもとづき、書面決議を行ったうえで決定いたします。

本ファンドへの投資をご検討いただく際には十分ご留意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 対象ファンドおよび繰上償還に関する書面決議を実施する理由

SMT 日経アジア300インバスタブルインデックス・オープン

本ファンドの受益権の口数が、約款の信託終了(繰上償還)に関する規定に定められている口数(30億口)を下回る状態が続いているため、同規定に基づいて「ファンドの信託終了(繰上償還)」(以下、「本議案」という場合があります。)に関する書面決議を実施させていただくものです。

2. 書面決議について

2025年3月24日に、書面決議によって繰上償還に関する可否を決定します。

書面決議においては、対象受益者(※)の議決権の3分の2以上の賛成で可決され、2025年7月15日に繰上償還となります。なお、この条件を満たさなかった場合は否決となり、繰上償還は中止とし、本ファンドの運用を継続します。

内容	日付
対象受益者の確定日	2025年2月13日
議決権行使期間	2025年3月5日～3月19日
書面決議日(繰上償還可否決定日)	2025年3月24日
繰上償還日【予定】	2025年7月15日

※対象受益者とは、2025年2月13日時点の受益者様であり、保有しているファンドについて議決権の行使を行うことができます。なお、2025年2月12日付以降の受付となるお申込みにより取得された受益権、および2025年2月10日付以前の受付となるお申込みにより換金(解約)された受益権については、本議案に関する議決権はありません。

以上